

田辺周辺広域市町村圏組合職務代理者の順序を定める規則

制定 昭和49年5月11日 規則第3号

田辺周辺広域市町村圏組合同約第8条第3項の規定による管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

年長の順による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。